



増刊号

広報わらび

施政方針表明全文

平成21年第2回蕨市議会定例会



4 月号

No.690

発行：蕨市役所
蕨市中央5丁目14番15号
☎048-432-3200

URL：<http://www.city.warabi.saitama.jp/>
メール：hisho@city.warabi.saitama.jp

皆やんとつとむに歩む あつたか市政第2章

平成21年第2回蕨市定例会が2月23日から3月23日まで開かれました。今議会は、市が1年間の行政を進めるための予算を審議する議会でもあります。増刊号では、議会初日に頼高英雄市長が述べた今年度の施政方針全文をご紹介します。

市民の暮らしを守り抜く決意

本日、ここに、平成21年第2回蕨市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、公私ともたいへんお忙しいなか、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。新年度前の定例会でありますので、この際、私が市政運営に臨む基本的な考え方や新年度予算の編成方針、更には予算の概要と主な事業について申し上げます、議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力をお願いする次第であります。

さて、皆さんご存じのとおり、今、日本と世界は未曾有の経済危機に直面しています。深刻な雇用危機と個人消費の落ち込み、企業経営の悪化が相次ぎ、先日発表された、昨年10月から12月のGDP・国内総生産の実質成長率が年率換算でマイナス

12・7%を記録し、昭和49年のオイルショック以来の大幅なマイナス成長となりました。これは、経済危機の発信源であるアメリカのマイナス3.8%、ユーロ圏のマイナス5.8%と比べても際立った落ち込みです。

こうした経済危機は、サブプライムローン問題に端を発したアメリカ発の金融危機から世界同時不況に突入したものではありませんが、問題は、日本の経済危機がこれだけ深刻となった背景には、構造改革の名で、個人消費を軽視し、派遣労働の自由化や社会保障費の削減、外需頼みの経済運営を続けてきた政治の責任が問われていのではないかと、という点であります。

こうしたなかで、今日、政治や行政は何のためにあるのか、その根本が問われています。私は、一昨年の市長就任以来、日本一小さな市・蕨



▶議会初日に施政方針表明する頼高市長

で日本一市民に温かい「あつたか市政」を目指し、市政の改革やマネーフエルトの着実な前進を図ってまいりましたが、今日の深刻な経済危機に直面する中で、市民の暮らしを支える「あつたか市政」が、いよいよ求められていると感じております。今こそ、政治、行政が総力を上げて、市民の暮らしを守り抜くべきときであり、私は、蕨の市長として、そのためにがんばり抜く決意であること、をまず初めに申し上げるものであります。

4つの方針3つの改革で前進

さて、平成21年度の予算編成並びに市政運営の基本的な考え方につきましては、昨年の12月市議会において、4点にわたる方針を申し上げますが、その方針に沿って、順次ご説明いたします。

ま

ず、第1の方針は、今日の厳しい社会経済状況の中で市財政も厳しさを増しておりますが、これを「ピンチはチャンス」と捕らえ、職員の知恵と力を尽くし、蕨の優れた地域力に依拠して、前向きな市政運営に当たるといふことであります。

特に、たいせつなことは、厳しい財政状況のなかで、すべての市職員が、蕨のため、市民のために何ができるのかを、真剣に考え、行動する集団に成長するということであります。職員採用につきましても、20年度は技術職で、年齢制限を緩和し、民間経験者の採用を行いました。昨今の経済情勢から、優秀な人材を獲得するチャンスと捕らえ、対応してまいりたいと考えております。

そして、なによりも、厳しいときだからこそ、私自身、市長として、常に、明るく、元気に、前向きに、



市政運営に当たっていきたくないと考えております。

第 2の方針は、厳しい経済状況のなかで、市民の暮らし、更には中小企業の経営を守る市政運営を貫くことであります。

まず、この深刻な経済危機から中小企業の経営を守るための「緊急経済対策」について申し上げます。まず、蕨市の中小企業向け融資について、21年度に限り、利子分1.8%を市が補助を行う無利子融資制度を実施いたします。

また、景気対策として一日も早い予算の執行、とりわけ公共事業の執行が求められていることから、市が予定している公共事業を可能な限り「前倒し発注」してまいります。

更に、公共事業の分割発注や規模契約登録制度の対象事業を現行の50万円から100万円に拡大するなど、地元の中小企業を支援してまいります。

あわせて、景気低迷のなか、市内の商店や企業、事業所への支援といたしまして、「蕨市商店街連合会」が中心となって実施する検討がされております（仮称「市制施行50周年記念プレミアム付き商品券事業」に対する補助を、追加で提案する予定であります）。

市民の暮らしを守るといふ点では、「国民健康保険税と下水道料金の連続値上げ計画の中止」とのマンフェストに基づき、20年度に続き、21年

度につきましても、値上げを行わず、据え置く措置を講じます。

国民健康保険につきましても、医療費の伸びなどにより、大変厳しい財政状況となっておりますが、高齢者や不況にあえぐ商店・自営業者の皆さんなど、蕨の約38%の世帯が加入しており、現在、加入していない勤労世帯の皆さんも、会社退職後は、いずれ加入することになるなど、市民の健康を守る根幹をなす制度であります。そこで、行政として、引き続き人件費の抑制などの努力を続け、21年度予算では、一般会計から10億7000万円を国民健康保険特別会計に繰り出し、運営の安定化を図ってまいります。

また、今日の不況の中で生活困難に直面している市民が増えていることから、新たに、月2回、弁護士による多重債務相談を行います。

介護保険料につきましても、21年度は3年に一度の改定の時期となりますが、基金を活用するなどして、保険料の基準月額を3950円から3900円とし、制度発足以来、初めて引き下げることをいたしました。

さ て、第3の方針は、厳しい財政状況のなかでも、経費削減と歳入確保のいっそうの努力を強め、引き続き、マンフェストの着実な前進と市民の願いにこたえる施策を推進することでありますが、まず、マンフェストで掲げました「3つの改革」について申し上げます。

1点目の「長期政権のしがらみからの脱却」につきましても、昨年、市政検証委員会の報告書をまとめ、市政の課題を明らかにしましたが、この間、部長会議の活性化、市職員からのホットメール制度を創設し、管理職の削減も昨年に引き続き進めてまいります。

2点目の「ムダづかいの一扫」大型開発の見直し」であります。まず、蕨駅西口再開発の第2、第3工区の見直しにつきましては、駅前広場や駅前の市有地の活用の方を中心に検討いただいております。市民検討委員会の報告を近くいただくと聞いています。それらも踏まえながら、新年度には、市内に検討委員会を作り、蕨駅周辺のまちづくりについて検討を進めてまいります。その際、莫大な費用を要する都市計画事業の見直し、というマンフェストに沿いながら、すぐに着手できるものと、中長期的な課題となるものとの整理しながら、今後の方向性を具体化してまいります。

次に、中央第一土地区画整理事業についてであります。今年度は、「抜本的な見直し」とのマンフェストや公共事業評価監視委員会の「見直しを前提とする継続」との答申に基づき、市として見直しの作業を行い、区画整理の手法として、現道重視型や区域縮小型など、事業費の縮減策を検討してまいりました。その結果、総事業費と市の負担は、現在の計画

である、総事業費110億円、市負担72億円と比べて大幅に縮減されるものの、市の負担が最も少ない区域縮小案でも、総事業費は約52億円、市負担は約32億円にのぼり、この場合でも区域から除外した地域のまちづくりにも相当の経費を要することから、今の蕨市の財政状況から見て区画整理事業の推進は極めて厳しいとの結論に達しました。

財政見通しがないなかで、計画をそのまま進めることは、結果として、長期にわたり権利者の皆さんに権利制限を強いることになり、多大な負担をかけるとともに、商業の活性化にも支障を来すこととなります。そこで、次のとおり、「中央第一土地区画整理事業の見直しの方向性」を決定いたしました。

その主な内容は、第1に、中央第一地区6.5ヘクタールの全域において、土地区画整理事業によるまちづくりを見直して、地区計画によるまちづくりの誘導、木造密集市街地整備事業など都市計画による新たなまちづくりの方法について検討し、緊急車両の通行が可能な道路等の整備など、生活・防災環境面で支障のないまちづくりを進めること、第2は、都市計画道路の見直しについて検討し、埼玉県や関係機関と協議していくこと、第3は、新たなまちづくりに際しては、権利者の皆さんとともに、仮称・中央第一地区まちづくり整備計画を策定するとともに国や埼



玉県と協議し事業を進める、というものであります。

今後は、中央第一地区の住環境や防災性などの課題解決を蕨市の重点施策の1つとして位置づけ、見直しの方向性に基づき地区権利者の皆さんとの協議を進め、新たなまちづくり事業に向けての検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

3点目の連続値上げ計画の中止につきましましては、私は、市長就任直後に、マネフェストに沿って値上げ計画を定めた蕨市行政経営戦略プランの該当部分を凍結いたしました。これは、値上げの前に経費削減の最大限の努力を行うべきである、との立場から、少なくとも、戦略プランの最終年度である21年度までは、大型開発の見直しや、人件費の抑制など経費削減の努力を続け、値上げは行わない、というものであります。が、さきほど申し上げたとおり、この方針どおり、戦略プランの最終年度となる21年度も値上げを行わない対応

を行います。

なお、戦略プラン終了後の新たな計画につきましては、21年度早々に、策定作業を始め、案が出来上がった時点で、市民の皆さんのご意見も広くお伺いし、遅くとも、22年の前半には確定をしまいたいと考えております。

5つの柱で支える21年度施策

それでは、次に、具体的な施策につきましましては、マネフェストに掲げております「5つの柱」に沿って申し上げます。

まず第1の柱であります「安全・安心、きれいなまちづくり」につきましましては、昨年も、行政と町会、市民の皆さんが一体となった防犯活動により、蕨市内の刑法犯件数は216件、率にして10・8%減少しましたが、引き続き、75基の防犯灯設置、防犯ボランティア団体への物品購入費補助制度を実施するほか、新たに蕨市防犯計画を策定し、犯罪発生を抑止を図ってまいります。また、交通事故多発地区解消のための整備工事なども、引き続き実施をまいります。

防災対策では、4年間ですべての小中学校の耐震化を図るというマネフェストに基づき、21年度は南小旧校舍、塚越小と一中B棟の耐震補強工事に取り組みとともに、20年度の地震ハザードマップに続き、新年度は洪水ハザードマップを作成いたし

ます。

水害対策では、20年度に合流地域の浸水対策基本調査を実施し、合流地域の浸水対策に向けた計画を策定しておりますが、新年度は、調整池設置の事業化に向けた具体的な検討を進めてまいります。

きれいなまちづくりでは、私が管理者を務めている蕨戸田衛生センターにおいて、新年度に、生ゴミを堆肥化し、花を育てる「リサイクルフラワーセンター」の整備を予定しております。これは、生ゴミと交換でお花をお渡しするシステムを予定しており、これを機に、町会や学校などとの連携の下で、生ゴミのリサイクルや花を使つてのきれいなまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

錦町土地区画整理事業につきましましては、厳しい財政状況のなかではあります。20年度に続き、前年度を上回る一般会計からの繰り出しに努めており、家屋移転や街路築造のほか、新たに水路計画の策定や整備予定の「錦町7号公園」の設計を住民参加によるワークショップの手法で進めるなど、錦町土地区画整理事業の総合的な推進を図ってまいります。

第2の柱である「子育て支援、教育・文化・スポーツの振興」では、マネフェストで重点課題に掲げたこども医療費無料化制度の拡大につきましまして、昨年10月より、通院は小学校3年修了まで、入院は中学校卒業

まで拡大いたしました。が、新年度は、さらに、通院無料化の対象を小学校卒業まで拡大いたします。これは、子育てを支援するとともに、将来に向けて蔵の活力を高める大きな力になるものと確信をしております。

保育園の延長保育につきましては、さつき保育園とみどり保育園で時間を延長し、すべての保育園で平日午後7時までの延長保育を実施いたします。あわせて、さくら保育園におきましては、土曜日の保育時間を午後5時まで延長いたします。

また、子どもたちの安全のために保育園や留守家庭児童指導室にAEDを設置するとともに、北町地区の留守家庭児童指導室は、希望者が増え、全員の受け入れが困難になってきていることから、新たに北小学校の施設を利用して、2か所目の整備をいたします。なお、開設時期は、新年度に入りましたら急ピッチで改修工事を行い、8月には間に合わせたいと考えております。

幼稚園児補助金につきましては、5歳児を対象に6000円増額し、3万4000円に引き上げてまいります。

学校教育につきましては、小学校での35人学級実施に向けた準備経費を計上いたしました。これは、22年度から、当面、小学校3、4年生を対象に35人学級を実施すべく、そのための、教員採用事務などに当てる経費であります。

更に、妊婦健診につきましては、今年度、無料化の対象を2回から5回に拡大しましたが、本年4月より、14回すべてを無料化したいと考えております。なお、そのための予算措置につきましては、今後、補正予算で対応する予定であります。

第3の柱であります「高齢者・障害者をはじめ、市民誰もが健康に暮らせるまちづくり」では、まず、市民の皆さんから要望が寄せられております。後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の皆さんを対象とする宿泊費補助制度を4月からスタートしたいと思っております。

健康密度日本一に向けて、乳がん検診が日曜日にも受けられるようにするなど各種がん検診の充実を図るとともに、特定健康診査の受診率向上に努めてまいります。

また、精神障害者保健福祉手帳を更新する際に添付する診断書に対し、5000円を上限に助成する制度を実施いたします。重度障害者医療費の窓口払いの廃止につきまして、その対象を現在の国民健康保険に加え、他の健康保険にも拡大をしております。

蔵駅のエレベーター設置につきましては、蔵市が整備する西口とJRが整備する蔵駅構内とで、相互に補助金を出しあうという形で工事に着手いたします。その後、22年度に蔵市が東口にエレベーターを、JRが構内に下りのエスカレーターを設置する予定であり、駅のバリアフリー

化が達成されることとなります。

蔵市立病院につきましては、17年度から経営が赤字となり、18年度1億7000万円、19年度2億5000万円、そして、20年度は4億円程度の赤字が見込まれるなど、深刻な経営を余儀なくされております。その最大の要因が、全国的にも問題となっている医師不足にあるわけですが、それにとどまらず、あらゆる面から経営の改革が急務の課題となっております。昨年11月、市立病院経営改革プラン懇談会から、「今後の病院経営の方向性に関する提言書」をいただきましたが、現在、その提言も踏まえながら、市立病院内において、経営改革プランを作成しているところであり、改革プランは5か年の計画となっております。21年度が初年度となるわけですが、今日の市立病院の経営状況、あるいは市の財政状況を考えると、まさに21年度が勝負の



今年度エレベーターを設置する駅西口

年になると考えております。私は、先日、蔵市医師会会長の皆様とお会いして、医師確保の協力をお願いしたところであり、また、近々、医師派遣の件で東京医大にお伺いする予定ですが、市長として医師確保の先頭に立つと同時に、院長とともに強い覚悟で市立病院の経営改革を推進し、その結果を厳格に検証してまいります。どうか、市民の皆様のご支援を心よりお願いする次第であります。

このほか、昨年来、蔵市社会福祉協議会と蔵市社会福祉事業団の合併を進めてまいりましたが、合併に向けた協議が順調に進み、昨年、11月には、私も立会いの下で、社会福祉協議会と社会福祉事業団の合併調印が行われ、12月には埼玉県との認可も下り、4月に合併する見通しであります。この合併が、地域の福祉ネットワークと専門的な福祉事業者である両者のよさが合わさり、より充実した、そして分かりやすい福祉サービスを推進するとともに、経営の合理化も図っていただけるものと考えております。

第4の柱である「元気な商店街、元気な蔵づくり」では、18年度に改正された「まちづくり3法」を踏まえ、新たな中心市街地活性化基本計画を策定するほか、蔵市や地域経済団体、商店会、そして大型店やチェーン店なども含めた市内の商業者を対象に、商業の振興及び地域貢献の

ための基本的な事項を定める蕨市商業振興条例を新たに策定し、地域貢献協議会を設置してまいります。

また、昨年、事業者や市民の皆さん、そして行政が一体となって元気な商店街づくりを考え、実行するために設置いたしました「元気な商店街づくり検討委員会」は、新年度も引き続き検討を重ね、新年度の早い時期に中間報告をいただける予定であり、それを踏まえ、具体的な方策を提案していきたいと考えております。

その他、商店街活性化事業補助金として、塚越商店会が設置する防犯カメラ設置費用への補助や蕨銀座商店街のAED設置費用に対する補助など、商工業活性化支援事業の充実も図ってまいります。

第5の柱である「みんなで作る市民参加のまちづくり」では、昨年も、クリーンわらび市民運動や年末夜警への激励、市民の皆さんの各種催しへの参加などを通じて、市民の

皆さんとの直接の触れ合いを大いに深めることができましたが、この姿勢を新年度も継続してまいります。

また、新年度は、地区ごとに、新年度の主な施策などを報告し、市民の皆さんのご意見をお伺いする市長タウンミーティングを、引き続き開催したいと考えております。

郷土愛を未来へつなぐ50周年

さて

て、基本方針の第4点目である、市制施行50周年であります。これまでの蕨のよさを再確認し、なによりも、市民が心を一つにして、未来に向けた新たな蕨のまちづくりのスタートにしたいと、昨年、市民参加の「蕨市市制施行50周年記念事業実行委員会」を発足させ、記念事業の検討を重ねてまいりました。

まずキャッチフレーズであります。全国から募集したところ1323件の応募があり、審査の結果、「歩みつけて50年 蕨に笑顔 輝く未来」に決まりました。また、50周年を機に制定する蕨市のシンボルマークにつきましても全国から作品を募集し1011件の作品が寄せられました。これを選考委員会で5作品に絞りこみ、2月1日から市民投票を実施しております。ちょうど本日（2月23日）がその市民投票の最終日となっておりますので、近日中には、蕨市のシンボルマークが決定し、皆さんにお披露目できるものと思います。

さて、50周年記念事業の主な内容は、まず、4月29日に、中仙道苗木市に合わせオープニングセレモニーや三学院にある市の天然記念物のフジの花を楽しんでいただく「わらび藤まつり」から始まり、5月27日には、継続してなんらかの運動を15分間行つた市民の参加率を他の自治体と競い合う市民参加型の「わらびチャレンジデー」の開催や、8月21日には、東小学校でNHKの夏期巡回ラジオ体操を行うほか、9月23日には、民放テレビの人気番組である「開運なんでも鑑定団」、そして11月1日に自治功労者表彰などを含めた50周年記念式典を行い、来年3月28日に、市民公園のさくら祭りに合わせてクロージングセレモニーを行い、記念事業を締めくくる予定となっております。

こうして1年を通してさまざまな記念事業を実施してまいります。その総予算額は約2900万円となっております。市制施行50周年記念事業は、市民の皆さんが参加して初めて成功に結びつくものでありますので、小さなお子さんから高齢のかたまで、ぜひ、多くの皆さんのご参加を心からお願いを申し上げます。

以上が、4点にわたる基本方針に基づいて編成した平成21年度予算の主な施策であります。こうした施策を実行しながら、蕨市の借金は、全会計で約5億5000万円少なくなる見込みであり、20年度と合わせ

ると、12億円以上、減少する予定であります。また、市の貯金である財政調整基金も、20年度は、今議会での補正により全額を繰り戻し、年度当初よりも若干増額できる見通しであり、21年度予算でも、20年度当初予算より少ない2億1000万円程度の繰り入れにとどめることができると、厳しいなかでも、いわゆるプライマリーバランスのとれた健全な予算となっておりますこともご報告しておきます。

7万市民と市の更なる発展へ

今日、第二期地方分権改革の真つただ中ではありますが、私は、今後、紆余曲折はあつても、地方分権は、更に推進されていくものと考えています。それは、市民の幸せを実現するには、地域の実情がよく分かり、市民の目も届き、市民も参加できる市町村こそが、その主要な仕事を担うべきだからであります。だからこそ、今日、地方分権改革の最大の課題が、住民のまちづくりへの参加、住民自治の強化にあるわけであり、

その点で、日本一小さな市である蕨は、成年式発祥の地としての誇り、優れた歴史と文化、市民の皆さんの積極的なまちづくりへの参加など、まさに先進市であります。このような時代に、蕨市が、5年前の合併問題をはじめ、幾多の試練を乗り越え、日本一小さな市として市制施行50周年を迎えることは、本当に感慨深い

蕨市キャッチフレーズ

「歩みつけて50年 蕨に笑顔 輝く未来」



市民投票で決定した蕨市のシンボルマーク



ものがあります。私は、これからの日本において、蕨のような小さな市の出番であると確信をしております。

もちろん、今日の厳しい社会経済状況の中で、蕨市にとって、困難な課題は少なくありません。しかし、どんな難局も、市長自身が市民のなかに入り、市民の皆さんとの率直な対話を行い、市民の皆さんと一つになつて、この難局に立ち向かうならば、必ず、それを乗り越え、蕨は、今後更に限らない発展を遂げられると確信しています。

私は、一昨年の市長就任あいさつにおいて、「蕨は一つ」の立場で、すべての市民のための市政運営を貫き、7万市民の幸せと生まれ育つた蕨の発展のために力を尽くすとお約束しましたが、引き続き、この立場を堅持し、蕨の更なる発展のためにがんばり抜く決意であります。どうか、議員の皆さんをはじめ、市民の皆さんの市政運営に対するいっそうのご支援を心からお願い申し上げます。施政方針といたします。

◎今議会でも決された議案

平成21年度第2回蕨市定例会に市長から提出され、可決された議案は33件です。ここでは、その議案名と改正された条例をご紹介します。

議案名

●新規条例

- 蕨市商業振興条例
- 蕨市介護従事者処遇改善臨時特別基金条例

●一部を改正する条例

- 蕨市行政組織条例の一部を改正する条例
- 蕨市自転車放置防止条例の一部を改正する条例
- 蕨市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 蕨市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 蕨市介護保険条例の一部を改正する条例
- 蕨市私立幼稚園児補助金支給条例の一部を改正する条例

●平成20年度補正予算

- 蕨市一般会計補正予算(第3号)
- 蕨市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 蕨市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
- 蕨市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 蕨都市計画事業錦町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

- 蕨都市計画事業中央第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 蕨市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 蕨市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 蕨市立病院事業会計補正予算(第1号)

●平成21年度当初予算

- 蕨市一般会計予算
- 蕨市国民健康保険特別会計予算
- 蕨市老人保健医療特別会計予算
- 蕨市公共下水道事業特別会計予算
- 蕨都市計画事業錦町土地区画整理事業特別会計予算
- 蕨都市計画事業中央第一土地区画整理事業特別会計予算
- 蕨市介護保険特別会計予算
- 蕨市後期高齢者医療特別会計予算
- 蕨市立病院事業会計予算
- 蕨市水道事業会計予算

●人事案

- 教育委員会委員の任命の同意について
- 人権擁護委員候補者の推薦について
- 人権擁護委員候補者の推薦について
- 人権擁護委員候補者の推薦について
- カルデロンのり子さん一家の在留特別許可を求める意見書

●議員提出議案

新規条例

●蕨市商業振興条例

第1条 (目的) この条例は、商業の発展が地域経済及び地域社会に果たす役割の

重要性にかんがみ、商業の振興及び地域貢献のための基本的な事項を定めることにより、商業基盤の強化及び健全な発展を促し、もって市民生活の向上と良好な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域経済団体 商工会議所

(2) 商店会 商店街振興組合(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合(商業に係るものに限る。)

(3) 大型店 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

(4) 商業者 蕨市内において商業を営む者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、埼玉県及び地域経済団体と連携した上で、商業者及び商店会と協働して商店街の活性化に必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市は、商業者及び商店会に対する支援を行うことにより商業の振興を図り、もって地域社会の活性化に努

めるものとする。

(地域経済団体の責務)

第4条 地域経済団体は、事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協力して、商業振興のための施策の実施に努めるものとする。

(商店会の責務)

第5条 商店会は地域経済団体と連携の上、地域住民の利便性の向上に努めるとともに、にぎわいと交流のある地域づくりのため、イベント、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に努めるものとする。

2 商店会は、会員相互の連携強化を図るとともに、組織の充実に努めるものとする。

3 商店会は、市と協力して、商業振興のための施策の実施に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、商店会がイベント、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に関する事業を実施するときは、当該事業に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、商業の振興を図るため、商店会、商工会議所に加入するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、事業者が市民生活の向上及び地域社会の活性化に取り組むことについて理解を深め、市内における商業の振興を図ることを目的とする事業その他の取組に協力するよう努めるものとする。

(地域貢献事業の実施等)

第8条 商店会及び大型店は、次に掲げる事項に関する事業(以下「地域貢献事業」という。)の実施に努めるとともに、公共的団体等が行う地域貢献事業に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

- (1) 地域社会の活性化対策
- (2) 地域における雇用対策
- (3) ごみの減量その他の環境対策
- (4) 防犯対策
- (5) 青少年の非行防止対策
- (6) 防災対策
- (7) その他市長が必要と認める事項

(地域貢献計画書の作成及び提出)

第9条 商店会及び大型店を代表する者は、規則で定めるところにより、地域貢献事業に関する計画書(以下「地域貢献計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する者が地域貢献計画書を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、地域貢献変更計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(地域貢献計画書の公表)

第10条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による地域貢献計画書又は地域貢献変更計画書の提出を受けたときは、当該計画書の内容を公表するものとする。

(事業者等地域貢献協議会)

第11条 地域貢献事業の推進について協議するため、本市事業者等地域貢献協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域経済団体の代表
 - (2) 商店会の代表
 - (3) 大型店の代表
 - (4) 消費者団体の代表
 - (5) 市職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議

会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和39年本市条例第4号)の一部を次のように改正する。
別表第1公共事業評価監視委員会委員の項の次に次のように加える。

事業者等 地域貢献 協議会委 員(注)	会 長	日額
委員	〃	5,900
委員	〃	5,400
委員	〃	5,000

●本市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図る趣旨で実施される平成21年度介護報酬の改定に伴う介護保険料の増加額を軽減するための財源に充てるため、本市介護従事者処遇改善臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、本市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代え

ることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、本市介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 本市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合
- (2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課及び徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を本市介護保険特別会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。